

改正	平成元年3月31日規則第45号	平成3年5月31日規則第34号
	平成4年8月29日規則第66号	平成8年8月27日規則第55号
	平成11年3月26日規則第7号	平成16年3月31日規則第50号
	平成17年3月29日規則第35号	平成18年3月28日規則第20号
	平成19年3月20日規則第10号	平成20年3月25日規則第18号
	平成21年3月6日規則第9号	平成22年3月30日規則第28号
	平成23年3月11日規則第9号	平成24年3月21日規則第8号
	平成27年3月24日規則第8号	平成31年3月19日規則第12号
	平成31年3月29日規則第26号	令和2年3月31日規則第22号
	令和3年7月15日規則第75号	令和3年11月19日規則第106号

香川県立農業大学校学則をここに公布する。

香川県立農業大学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 担い手養成科（第6条—第21条）
- 第3章 技術研修科（第22条—第27条）
- 第4章 証明書（第28条）
- 第5章 授業料等（第29条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、香川県立農業大学校条例（昭和59年香川県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、香川県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 大学校に総務研修課及び教務課を置く。

一部改正〔平成16年規則50号〕

（分掌事項）

第3条 総務研修課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画及び運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会計に関する事項
- (4) 職員の身分、服務及び給与に関する事項
- (5) 公印の保管に関する事項
- (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事項
- (7) 施設及び設備の管理に関する事項
- (8) 車両の管理に関する事項
- (9) 職員の福利厚生に関する事項
- (10) 学生（条例第6条の規定により担い手養成科に入学を許可された者をいう。以下同じ。）の健康管理及び福利厚生に関する事項
- (11) 技術研修科の教育に関する事項
- (12) 技術研修科で受講しようとする者の募集及び選考に関する事項
- (13) 証明書の交付に関する事項

- (14) その他他課の所掌に属さない事項
- 2 教務課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 担い手養成科の教育に関する事項
 - (2) 担い手養成科に入学しようとする者の募集及び試験に関する事項
 - (3) 入学、休学、退学及び卒業に関する事項
 - (4) 農場の管理に関する事項
 - (5) 学生の生活指導に関する事項
 - (6) 学生の自治活動及び課外活動に関する事項
- 一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・18年20号・22年28号〕

(職員)

第4条 大学校に次に掲げる職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 課長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 副主幹
- (7) 主任
- (8) その他の職員

一部改正〔平成3年規則34号・16年50号・18年20号・19年10号〕

(職務)

第5条 校長は、校務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 副校長は、校長を補佐する。
- 3 課長は、上司の命を受けて、課に属する事務又は教務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 教授及び准教授は、上司の命を受けて、学生及び研修生（条例第6条の規定により技術研修科での受講を許可された者をいう。以下同じ。）の教育に当たるとともに、教育の内容及び方法の調査研究を行う。
- 5 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務又は教務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、事務又は教務に従事する。

一部改正〔平成3年規則34号・16年50号・18年20号・19年10号〕

第2章 担い手養成科

全部改正〔平成16年規則50号〕

(専攻コース)

第6条 担い手養成科に野菜園芸、花き園芸、果樹園芸、造園緑化及び畜産の各専攻コースを置く。

全部改正〔平成16年規則50号〕

(定員)

第7条 定員は、各学年45人を基準として、校長が毎年度定める。

一部改正〔平成8年規則55号・16年50号〕

(学年等)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次に掲げる2学期とする。
- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季、夏季及び冬季において校長が定める日
- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時の休業日を設け、又は休業日であっても授業を行うことができる。

一部改正〔平成元年規則45号・4年66号・31年26号〕

(教育科目等)

第10条 担い手養成科における教育科目並びにその時間数及び単位数は、校長が毎年度定める。

一部改正〔平成元年規則45号・16年50号・24年8号〕

(入学の出願)

第11条 担い手養成科に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類及び写真を提出するとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

- (1) 入学願書(第1号様式)
- (2) 入学資格を有する者又は有することとなる見込みのある者である旨の証明書
- (3) 高等学校長が作成する調査書(高等学校長が作成する調査書が提出できない場合にあつては、校長が指示する書類)
- (4) 写真(出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものとする。)

一部改正〔平成16年規則50号・令和3年106号〕

(入学試験等)

第12条 入学志願者に対して、筆記試験、面接試験及び必要に応じて身体検査を行う。

2 校長は、高等学校長が推薦する者に対しては、前項の筆記試験の一部を免除することができる。

一部改正〔平成8年規則55号・16年50号・23年9号〕

(入学手続)

第13条 前条第1項の試験等に合格した者は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

- (1) 保証人及び連帯保証人と連署した誓約書(第2号様式)
- (2) 第11条第2号の規定に基づき、入学資格を有することとなる見込みのある者である旨の証明書を提出した者にあつては、高等学校の卒業証明書

一部改正〔平成16年規則50号・21年9号・令和2年22号〕

(入学金の納付の猶予及び減免)

第13条の2 知事は、特別の事由があると認めるときは、入学金の納付を猶予することができる。

2 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により入学金の納付が困難であり、かつ、優秀と認める者に対し、入学金を減免することができる。

3 入学金の納付の猶予及び減免に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔令和2年規則22号〕

(保証人及び連帯保証人の資格等)

第14条 保証人及び連帯保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は、学生の行為について責任を負い、かつ、学生の入学金及び授業料について納付の債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、学生の入学金及び授業料について学生と連帯して納付の債務を負担するものとする。

4 保証人及び連帯保証人の負担する債務の極度額は、学生の授業料の年額に在学可能な最長の年数を乗じた額及び学生の入学金の額の合計額とする。

5 学生は、保証人又は連帯保証人が第1項の要件を欠いたとき又は死亡したときは、直ちに、新たに保証人又は連帯保証人を定めて第13条第1号に掲げる誓約書を校長に提出しなければならない。保証人又は連帯保証人を変更したときも、同様とする。

6 学生は、保証人又は連帯保証人の氏名又は住所の変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

一部改正〔平成21年規則9号・令和2年22号・3年106号〕

(休学又は退学)

第15条 学生は、休学し、又は退学しようとするときは、その理由を明記し、保証人と連署した休学(退学)許可願(第3号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、その理由が傷病であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により休学する期間は、通算して2年を超えることはできない。

一部改正〔平成16年規則50号・27年8号〕

(復学)

第16条 休学の許可を受けた学生は、復学しようとするときは、保証人と連署した復学願(第4号様式)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成16年規則50号〕

(学業成績の評定、単位の授与等)

第17条 学生の学業の成績は、履修する教育科目ごとに、日常成績、試験成績及び実習成績によって評定し、その結果が別に定める水準に達した学生に対し、単位を与える。

2 校長は、学生が大学校に入学する前に行った他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び大学又は短期大学における学修を、別に定めるところにより、大学校における教育科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

一部改正〔平成16年規則50号・23年9号〕

(卒業等の認定等)

第18条 卒業又は進級の認定は、単位の取得数及び出席状況に基づいて校長が行う。

2 前項の卒業の認定を得られなかった学生は、1年を限度として再履修することができる。

3 第1項の認定の基準については、別に定める。

一部改正〔平成16年規則50号〕

(卒業証書の授与等)

第19条 校長は、前条第1項に規定する卒業の認定をした学生に対し、卒業証書(第5号様式)を授与する。

2 担い手養成科を卒業した者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。

一部改正〔平成21年規則9号〕

(表彰)

第20条 校長は、学業の成績が優秀か品行が方正である学生その他学生の範となる学生を表彰することができる。

一部改正〔平成17年規則35号〕

(懲戒)

第21条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認める学生に対し、退学を命ずることができる。

(1) 性行が不良で改善の見込みがない者

(2) 学力が劣等で成業の見込みがない者

(3) 大学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、訓告し、又は停学を命ずることができる。

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号〕

第3章 技術研修科

一部改正〔平成16年規則50号〕

(研修の名称等)

第22条 技術研修科における研修の名称、内容、定員、期間等は、校長が定める。

一部改正〔平成8年規則55号・16年50号・17年35号・20年18号〕

(受講の出願)

第23条 技術研修科で受講しようとする者は、校長の指定する日までに、受講願書(第6号様式)を提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・20年18号〕

(受講の手續及び受講の許可)

第24条 技術研修科で受講しようとする者に対しては、選考及び必要に応じて身体検査を行う。

2 前項の選考等に合格した者は、校長の指定する日までに、受講誓約書(第7号様式)を提出するとともに、受講料が定められている研修を受講する場合は、当該受講料を納付しなければならない

い。

3 校長は、前項の規定による受講手続を完了した者に対し、受講を許可する。

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・20年18号〕

(受講の中止)

第25条 校長は、受講の中止を申し出た研修生のほか、次の各号のいずれかに該当すると認める研修生に対し、受講を中止することができる。

(1) 大学校の秩序を乱し、その他研修生としての本分に反した者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号〕

(修了の認定)

第26条 技術研修科の研修の修了の認定は、受講態度及び出席状況に基づいて校長が行う。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・20年18号〕

(修了証書の授与)

第27条 校長は、前条に規定する修了の認定をした研修生に対し、修了証書(第8号様式)を授与する。

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・20年18号・21年9号〕

第4章 証明書

追加〔平成18年規則20号〕

(証明書の交付及び申請)

第28条 学生又は研修生であった者(香川県農業短期大学校条例(昭和42年香川県条例第1号)附則第2項の規定により閉所した旧香川県立高等農業講習所又は香川県農業短期大学校条例を廃止する条例(昭和52年香川県条例第25号)の規定により閉校した旧香川県農業短期大学校に在籍等をしてきた者を含む。)は、申請により卒業証明書、修了証明書、在籍に関する証明書及び成績証明書の交付を受けることができる。

2 前項の申請は、証明書交付申請書(第9号様式)を校長に提出することにより行うものとする。

追加〔平成18年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則18号〕

第5章 授業料等

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成18年規則20号〕

(授業料等の額)

第29条 授業料、入学選考の手数料、入学金、受講料及び証明手数料(以下「授業料等」という。)の額は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところによる。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・18年20号・20年18号〕

(授業料の納付)

第30条 学生は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までにしなければならない。

3 学生は、前2項の規定にかかわらず、申出により、前期に係る授業料を納付する時に、当該学期の属する年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・18年20号〕

(授業料の減免)

第31条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認める学生に対し、授業料を減免することができる。

2 知事は、第15条第1項の規定により休学を許可された学生の授業料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を免除する。

(1) 学期の全日数にわたり休学をする場合 当該学期に係る授業料の額

(2) 月の初日から末日までの全期間にわたり休学をする月がある場合(前号に掲げる場合を除く。) 授業料の年額の12分の1に相当する額に当該月の月数を乗じて得た額

3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・18年20号・27年8号〕

(授業料の分納及び納付の猶予)

第32条 知事は、特別の事由があると認めるときは、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・18年20号〕

(授業料等の不還付)

第33条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、授業料については、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・18年20号〕

第6章 雑則

一部改正〔平成16年規則50号・18年20号〕

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理について必要な事項は、校長が定める。

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・18年20号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(香川県立農業大学校学則の廃止)

2 香川県立農業大学校学則(昭和51年香川県規則第51号)は、廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第4項の規定により本科の入学の許可を受けた者とみなされた者が附則第2項の規定による廃止前の香川県立農業大学校学則の規定によりこの規則の施行の日前に提出した書類及び写真は、この規則の規定により提出された書類及び写真とみなす。

一部改正〔平成元年規則45号〕

附 則(平成元年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において本科の第2学年に在学している者に係る教育科目及びその時間数は、改正後の香川県立農業大学校学則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年5月31日規則第34号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成4年8月29日規則第66号)

1 この規則は、平成4年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に本科の第2学年に在学する者に係る教育科目及びその時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、校長が別に定める。

附 則(平成8年8月27日規則第55号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において本科に在学する者に係る課程、専攻コース、教育科目及びその時間数については、改正後の第6条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月26日規則第7号)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年3月31日規則第50号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第35号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月20日規則第10号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（香川県証紙条例施行規則の一部改正）
- 2 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成21年 3 月 6 日規則第 9 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第19条第 2 項及び第 5 号様式の規定は、同日以後に担い手養成科を卒業した者について適用する。
- 2 改正後の第13条第 1 項第 1 号、第14条及び第 2 号様式の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に担い手養成科に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月30日規則第28号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月11日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第17条第 2 項及び別表の規定は、平成23年 4 月 1 日以後に担い手養成科に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月21日規則第 8 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に休学している者に係る改正後の第15条第 2 項の規定の適用については、同項中「期間」とあるのは、「期間（平成27年 3 月31日までの間に休学した期間を含む。）」とする。

附 則（平成31年 3 月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成31年 3 月29日規則第26号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（令和 3 年 7 月15日規則第75号）

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年11月19日規則第106号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

（第11条関係）

全部改正〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年75号・106号〕

第 2 号様式

（第13条関係）

全部改正〔令和 3 年規則106号〕

第 3 号様式

（第15条関係）

全部改正〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和 3 年75号〕

第 4 号様式

(第16条関係)

全部改正〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年75号〕

第5号様式

(第19条関係)

一部改正〔平成16年規則50号・21年9号〕

第6号様式

(第23条関係)

全部改正〔平成16年規則50号〕、一部改正〔平成17年規則35号・20年18号・31年12号〕

第7号様式

(第24条関係)

追加〔平成20年規則18号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年75号〕

第8号様式

(第27条関係)

一部改正〔平成16年規則50号・17年35号・20年18号〕

第9号様式

(第28条関係)

追加〔平成18年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則18号・31年12号・令和3年75号〕